

改正

昭和57年10月2日教委規則第1号

平成19年5月30日教委規則第1号

平成25年2月21日教委規則第1号

平成28年5月12日教委規則第2号

幌加内町奨学資金条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、幌加内町奨学資金条例（昭和31年条例第20号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき必要な事項を定める。

(審議会の委員)

第2条 条例第6条第2項に規定する委員は、次のなかから選任する。

- (1) 幌加内町商工会会長
- (2) 幌加内町農業委員会会長
- (3) 幌加内町学校長会長
- (4) 幌加内町民生委員協議会代表
- (5) 幌加内町女性団体の代表
- (6) 幌加内町社会教育委員代表
- (7) 幌加内町農業団体の代表

第3条 委員の任期はその職の在職期間とする。

第4条 審議会は、必要に応じ教育長が招集し委員の過半数をもって会議が成立する。

第5条 審議会は、条例に定める事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(願書の提出)

第6条 条例第5条に規定する願書の受付は年度当初教育委員会が定める日とする。

2 前項以外の願書の受付の場合は審査決定の翌月から貸与開始月とする。

(奨学資金の返還免除)

第7条 条例第8条の規定の職種は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 農業自営者及び農業後継者
- (2) 医師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、保健師及び看護師

- (3) 管理栄養士、作業療法士、理学療法士及び介護福祉士
- (4) 商工会会員の経営者及び従業員
- (5) 特定非営利活動法人認証の法人の経営者及び従業員

2 前項の奨学生が卒業又は終業後、第9条に規定する義務年限を果たした期間の奨学資金（以下「資金」という。）の返還を免除する。

（奨学資金の返還の猶予）

第8条 奨学生であった者が卒業又は終了後新たな奨学生となったときは条例第4条の規定の期間の資金を猶予することができる。

（奨学資金の返還）

第9条 奨学生であった者が卒業又は終業したときは、その翌年を始期として貸付を受けた月額に相当する額を隔月に返還するものとする。

2 条例第3条第2項の貸与を受けた奨学資金の返還の始期は前項に準じてその期間内に返還するものとする。

第10条 条例第15条の規定による資金の返還方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第14条第1号及び第5号の規定による返還は前条を適用する。
- (2) 条例第14条第3号及び第4号の規定による返還は資金の貸付を廃止された翌月を始期として貸付を受けた月額の2月分に相当する金額を各月に返還するものとし、その返還期間は資金の貸付を受けた期間を超えることができない。
- (3) 条例第14条第2号の規定による返還及び前各号によりがたい特別の事情があるものについては、個々の事情を調査してその返還方法を定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定は、高等学校に入学した奨学生については昭和52年4月1日から適用する。
- 3 幌加内町奨学資金条例施行規則（昭和31年教育委員会規則第4号）は廃止する。

附 則（昭和57年10月2日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月30日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月21日教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 第7条及び第9条の規定については、従前の適用を受けている者が当該該当者とみなされる場合は、平成25年4月1日から適用する。この附則において特別の定めを除くほか、従前の例による。

附 則（平成28年5月12日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。